# 第1部

# 埼玉における男女共同参画にかかわる主な状況

男女共同参画の推進状況として、「社会参画と意識」「労働」「家庭生活」「教育」「女性に対する暴力の根絶」 「健康・福祉」の6分野ごとに、これまでの各種統計、調査等によるデータなどをもとにまとめました。

※ 統計データについては、できるだけ新しいデータを盛り込むよう努めました。データ名や出典については、本文やグラフ中に記載しています。特にことわりのない場合、本県のデータを示しています。なお数値については、単位未満四捨五入のため合計とは必ずしも一致していないところがあります。

# I 概要

### ○ 社会参画と意識

### 性別役割分担意識に「同感しない人」の割合は、全体で5割を超える。

・「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識に対し、「同感しない」と55.4%の女性が 回答している。男性も48.9%の回答があり、はじめて4割を超え5割近くとなっている。

※県男女共同参画課(平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査)より

・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担について、賛成が41.3%、反対が 55.1%となっている。

※内閣府(平成21年男女共同参画社会に関する世論調査)より

・「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」のどれを現実に優先しているかについて、女性は「家庭生活」を優先している人の割合が44.2%で最も高く、男性は「仕事」を優先している人の割合が37.8%で最も高くなっている。

※内閣府(平成21年男女共同参画社会に関する世論調査)より

男女の平等感は、平等と感じている人の割合が、「教育」の場では約半数、「職場」「社会通念や風潮」の場では1~2割程度である。

- ・「平等になっている」と考えている人の割合は、「教育」で女性は52.1%、男性は65.6%である。
- ・「平等になっている」と考えている人の割合は、「社会通念や風潮」で女性は4.6%、男性は15.0%、「職場」で女性は7.1%、男性は16.4%である。また「平等になっていない」と考えている人の割合は、いずれも男女とも約半数である。

※県男女共同参画課(平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査)より

### 審議会等の女性委員の割合は、増加傾向にある。

・県の審議会等の女性委員の割合は、平成23年4月1日現在35.9%で、前年(平成22年4月1日現在35.1%)よりわずかに上昇した。

※県男女共同参画課より

・市町村の審議会等の女性委員の割合は、平成23年4月1日現在24.3%で、前年(平成22年4月1日現在24.0%)よりわずかに上昇した。また7市町で30%を超えている。

※県男女共同参画課より

・国の審議会等における女性委員の割合は、平成22年9月30日現在33.8%である。

### 県・市町村の女性役付職員の割合は、増加傾向にある。

- ・県における女性役付職員の割合は、平成23年4月1日現在17.0%で、前年(平成22年4月1日現在16.3%)より上昇した。 ※県人事課より
- ・市町村における職員数のうち役付女性割合(係長級以上)は、平成23年4月1日現在9.7%で、前年(平成22年4月1日現在9.5%)より上昇した。

※県男女共同参画課より

### ○ 労働

本県の女性の労働力率は全国27位(男性2位)であり、労働力人口に占める女性の割合は全国で2番目に低い。

- ・平成17年の本県の女性労働力率は、49.0%と全国平均48.8%を0.2%上回っており、全国27位となっている。
- ・労働力人口に占める女性の割合は、39.1%と全国平均41.5%を2.4%下回っており、全国で2番目に低くなっている。

※総務省(平成17年国勢調査)より

### 本県の子育て期の女性(30~39歳)有業率は、全国5番目に低い。

- ・本県の女性(30~39歳)のうち有業者の割合は59.6%で、全国5番目に低くなっている。
- ・一方、本県の女性(30~39歳)の就業していない女性のうち、56.2%が、就業希望を持っている。 ※総務省(平成19年就業構造基本調査)より

### 女性(15~64歳)の就業形態は、9割以上が雇用によるもので、雇用者比率は全国2番目に高い。

- ・本県の女性(15~64歳)の有業率は、59.3%で、全国で8番目に低くなっている。
- ・雇用者比率(雇用者/有業者)は93.6%と、全国で2番目に高くなっている。
- ・雇用者に占める正規の職員・従業員の比率は39.9%で、全国で3番目に低くなっている。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの比率は46.6%で、全国で最も高くなっている。

※総務省(平成19年就業構造基本調査)より

### 男女一般労働者間の賃金格差は、長期的には縮小傾向にある。

・本県の男性一般労働者の平均賃金水準を100とすると、女性一般労働者の平均賃金水準は、69.2%であり、全国平均(69.3%)をわずかに下回った。

※厚生労働省(平成22年賃金構造基本統計調査)より

### ○ 家庭生活

家庭において男女が担うべき役割分担を「共同して分担すべき」と考える人は、男女ともに増えているが、現状は「主として女性」が担っている。

- ・家事(女性68.2%、男性60.0%)及び子育て(女性85.9%、男性78.6%)の割合で、「共同して分担すべき」 と回答している。
- ・現状は家事(女性14.5%、男性23.1%)及び子育て(女性24.6%、男性31.3%)の割合で「共同して 分担している」と回答し、家事(女性81.8%、男性66.3%)及び子育て(女性52.4%、男性35.8%) の割合で、「主として女性が分担している」と回答している。男性の家事及び子育てへの参画は依然低 くなっている。

※県男女共同参画課(平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査)より

女性の働き方についての意識は、結婚・子育て後も働きたい女性が6割を超え、これを支持する男性 も5割を超えている。

- ・「就業継続」や「再就職」などで、結婚・子育て後も働くことを理想とする女性の割合は61.6%で、前回調査時より(平成18年度63.6%)減少している。その内訳をみると「パートタイムによる再就業」の割合が、理想(24.8%)及び現実(24.0%)とも最も多く、「フルタイムによる再就職」の割合は、理想は17.6%だが、現実は9.8%である。
- ・男性は、「就業継続」や「再就職」を理想とする割合は56.9%で、前回調査時より(平成18年度53.3%)増加している。その内訳をみると「パートタイムによる再就業」の割合が、理想(24.4%)及び現実(23.8%)とも最も多い。

※県男女共同参画課(平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査)より

### 教育

### 女子の大学等進学率(短大等を含む)は全国12位(男子は11位)となっている。

- ・平成22年3月に、県内の高校を卒業した女子の進路は大学等(短大等を含む)が最も多く、卒業者全体の57.3%(全国平均55.9%)で、男子は56.7%(全国平均52.7%)となっている。
- ・平成22年3月に、県内に所在する大学の学部を卒業した女子のうち就職者は6,060人で、女子卒業者全体の67.5%となっており全国29位である。なお男子の就職者は12,785人で、男子卒業者全体の60.0%となっており全国第8位である。

※文部科学省(平成22年度学校基本調査)より

### 教員の女性割合は、5割を超えている。

・平成23年5月現在、本県の国立、公立及び私立学校における教員数(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)50,571人に対する女性教員の割合は、54.0%(平成21年5月54.0%)である。

※県教育局教育政策課(平成23年度埼玉県学校便覧)より

# ○ 女性に対する暴力の根絶

#### 「命の危険を感じるくらいの暴力をうけた経験がある」女性は、「約5人に1人」となっている。

・配偶者等から「身体に対する暴力行為」「精神的な嫌がらせ、脅迫」、「強制的な性行為」のいずれかを 1度でも受けたと、約4人に1人(26.2%)の女性が回答している。そのうち「命の危険を感じたこと がある」と、約5人に1人(20.6%)の女性が回答している。

※県男女共同参画課(平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査)より

### 親の被害を目撃していた子どもは2割を超える。

・相手の行為を受けた際に、子どもがその様子を目撃していたかどうかを聞いたところ、「目撃していた」 という人が23.1%で、「目撃していない」という人が45.6%となっている。

※県男女共同参画課(平成21年度男女共同参画に関する意識・実態調査)より

### ○ 健康・福祉

### 医師、歯科医師に占める女性の割合は、年々増加している。

・本県の医療従事者の女性割合は、平成22年12月31日現在、医師18.5%(平成20年12月31日現在17.8%)、歯科医師21.8%(同21.4%)と増加している。また薬剤師は、68.2%(同69.1%)と高い割合で推移している。

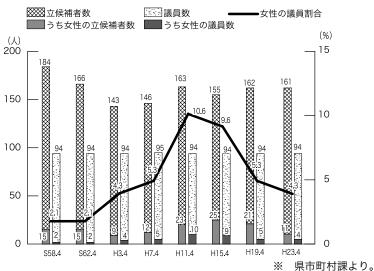
※厚生労働省(平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査)より

# Ⅱ 各種統計、調査等のデータ

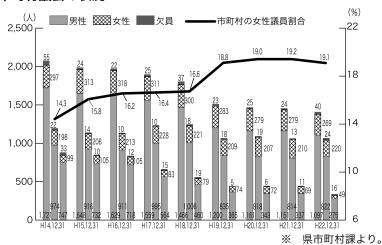
### ● 社会参画と意識

### 1 政治への参画

### (1) 本県議会における女性の立候補者及び議員の状況

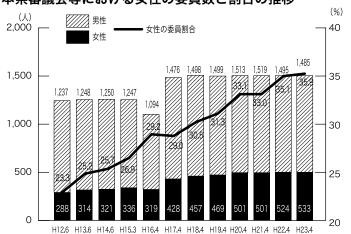


### (2) 市町村議会の状況



### 2 審議会等への参画

### (3) 本県審議会等における女性の委員数と割合の推移



※ 県男女共同参画課より。

#### 課題: Ⅱ-3

昭和58年以降、本県議会議員 選挙において、女性の立候補者が 最も多かったのは、平成15年の 25人である。また当選者数が最 も多かったのは、平成11年の10 人である。平成23年は、当選者 数が4人で、その割合は4.3%と なった。

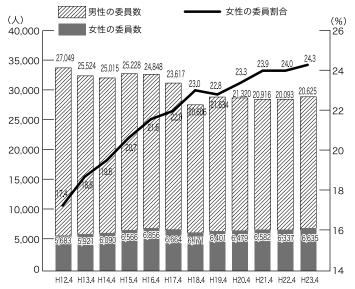
#### 課題: Ⅱ-3

平成22年12月現在、市町村議会議員における女性の数は269人(市220人、町村49人)で、その割合は、市が20.6%、町村が14.4%、全体で19.1%である。女性議員の数が多い市町村は、さいたま市が14人、加須市が13人、所沢市が11人などとなっている。

#### 課題: Ⅱ-3

平成23年4月現在、本県の審議会等委員総数1,485人のうち、女性の委員は533人で、その割合は35.9%(前年比+0.8ポイント)である。

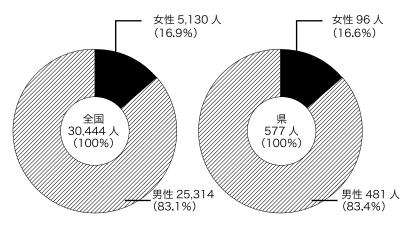
### (4) 市町村審議会等における女性の委員数と割合の推移



※ 県男女共同参画課より。

### 3 司法への参画

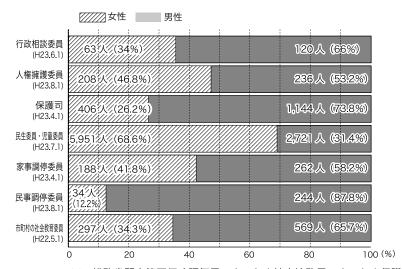
#### (5) 弁護士の男女比 (平成23年4月1日)



※ 日本弁護士連合会事務局より。

## 4 法律に基づく委員等への参画

### (6) 法律に基づき設置されている委員、相談員数



※ 総務省関東管区行政評価局、さいたま地方法務局、さいたま保護観察所、県社会福祉課、さいたま家庭裁判所、さいたま地方裁判所、県生涯学習文化財課

#### 課題: Ⅱ-3

平成23年4月現在、市町村の 審議会等委員総数27,260人のう ち、女性の委員は6,635人で、そ の割合は24.3%である。女性の 委員の割合が高い市町村は、滑川 町34.2%、久喜市33.4%、蕨市 が33.3%などとなっている。

#### 課題: Ⅱ-3

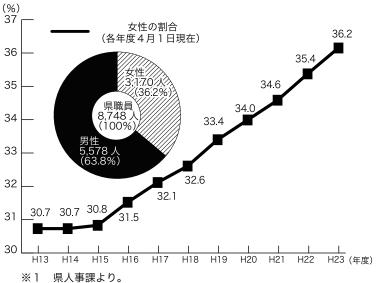
本県の弁護士総数577人のうち、女性の弁護士は96人で、その割合は16.6%である。

### 課題: Ⅱ-3

本県における法律に基づいて 設置されている女性の委員・相 談委員数は、行政相談委員が63 人(34%)、人権擁護委員が208 人(46.8%)、保護司が406人 (26.2%)、民生委員・児童委員 が、5,951人(68.6%)、家事調 停委員が188人(41.8%)、民事 調停委員が34人(12.2%)、市 町村の社会教育委員が297人 (34.3%) などとなっている。

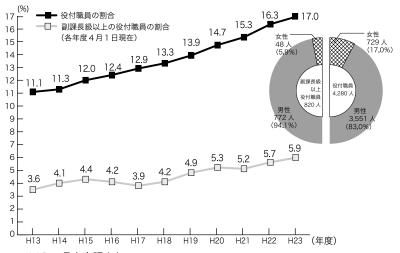
### 5 本県・市町村における女性の職員

### (7) 本県における女性職員の割合の推移



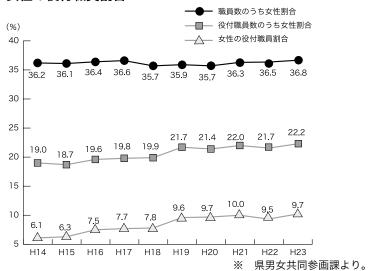
※2 知事部局のみ。大学教員は除く。ただし平成14年度以降は病院局を含む。

### (8) 本県における女性役付職員の割合の推移



- ※1 県人事課より。
- ※2 知事部局のみ。大学教員は除く。ただし平成14年度以降は病院局を含む。

### (9) 市町村における女性の職員割合、役付職員のうち女性職員割合 及び女性の役付職員割合(各年度の4月1日現在)



### 課題: Ⅱ-3

平成23年4月1日現在、本県の女性職員の割合は36.2%である。その割合は、年々高まっている。

### 課題: Ⅱ-3

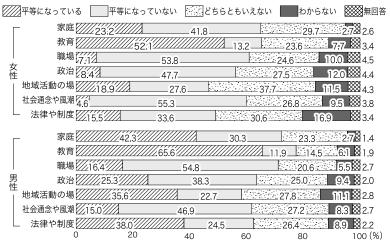
平成23年4月1日現在、本県の女性役付職員の割合は17.0%である。そのうち副課長級以上である女性役付職員の割合は5.9%である。

### 課題: Ⅱ-3

平成23年4月1日現在、市町村における職員数のうち女性の割合は36.8%、職員数のうち役付女性割合は、9.7%である。また役付職員のうち女性の割合は22.2%である。

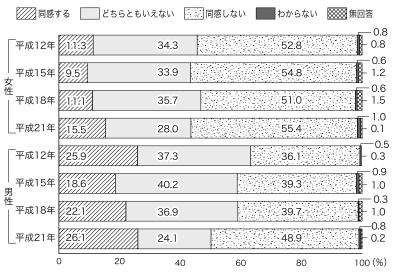
### 6 男女共同参画に関する意識

### (10) 男女の地位の平等感



※ 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

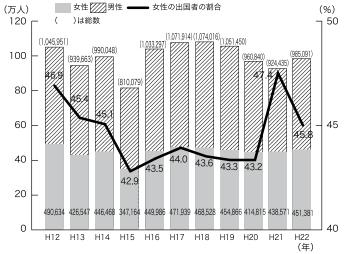
### (11) 性別役割分担意識~男は仕事、女は家庭~



※ 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

### 7 国際化の現状

#### (12) 年間海外渡航者数の推移



※ 法務省(出入国管理統計)より。

### 課題: |-1

男女ともに、「教育」では6割近くが「平等」と感じているものの、「職場」「社会通念や風潮」「政治」では依然不平等感が強くなっている。

### 課題: |-1

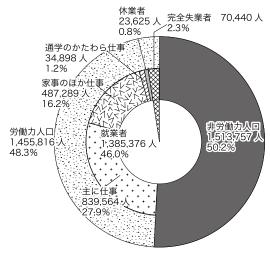
「男は仕事、女は家庭」という 考え方に対して、「同感しない」 は女性で半数を超え、男性も半数 近くになり、年々増加してきてい る。一方、「同感する」も、女性 で1割台半ば、男性は2割台半ば とわずかに増加している。

#### 課題: Ⅶ-10

平成22年中の、本県からの海外渡航者数は約98万人で、そのうち女性の割合は45.8%である。

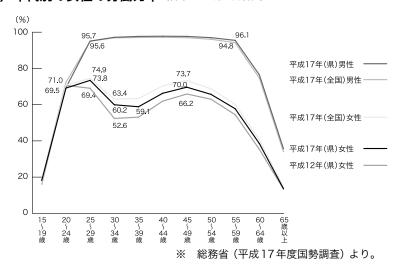
### 1 女性の労働力人口

### (13) 労働力状態別の女性の人口



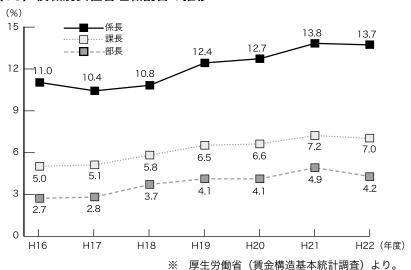
※ 総務省(平成17年度国勢調査)より。

### (14) 年代別の女性の労働力率(各年の10月1日現在)



### 2 民間企業等における女性

### (15) 役職別女性管理職割合の推移



#### 課題: Ⅲ-4

平成17年の本県の女性労働力人口(就業者+完全失業者)は、約146万人となり、平成12年から3.2ポイントの増加となった。またその割合は平成12年と比べ1.0ポイント増加し、39.1%となった。これは全国平均の41.5%より2.4ポイント低くなっている。

※15歳以上女性の人口: 3,012,876人(労働力状態「不詳」 を含む)

#### 課題: Ⅲ-4

平成17年の本県の女性労働力率を年代別にみると、25歳から29歳の73.8%と、45歳から49歳の70%を頂点として、35から39歳の59.1%を底とするM字型カーブを描いている。平成12年より上昇したものの、M字型の底は、本県の男性や全国の女性の数値と比較しても、依然低い状況にある。

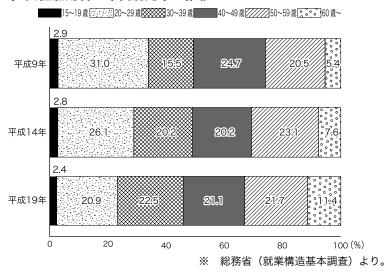
※労働力とは、15歳以上の人口(労働力状態不詳を除く)に占める働く人の割合いう。

#### 課題: Ⅱ-3、Ⅲ-4

平成22年の全国の民間企業(従業員数100人以上)における女性管理職割合は、部長担当職は4.2%、課長担当職は7.0%、係長担当職は13.7%となっている。

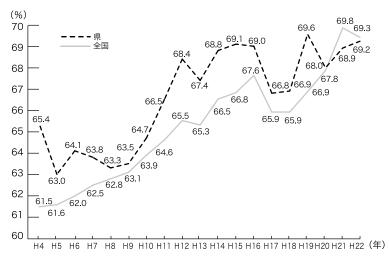
### 3 女性の雇用者の状況

### (16) 女性雇用者の年代別比率の推移



### 4 賃金

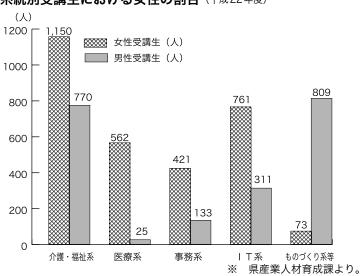
### (17) 男女の賃金格差の推移



※ 厚生労働省(賃金構造基本統計調査)より。

### 5 職業能力開発

### (18) 系統別受講生における女性の割合(平成22年度)



### 課題: Ⅲ-4

本県の女性雇用者を年齢別に見ると、30歳から39歳、60歳以上の比率は増加し、20歳から29歳、40歳から49歳の比率は減少傾向にある。

### 課題: Ⅲ-4

本県における平成22年の男性 一般労働者の平均賃金水準(所定 内給与額)を100.0(324,200円) とした場合、女性一般労働者の水 準は69.2(224,300円)となっ ている。

※所定内給与額とは、きまって支 給する現金給与額のうち、超過 労働給与額を差し引いた額をい う。

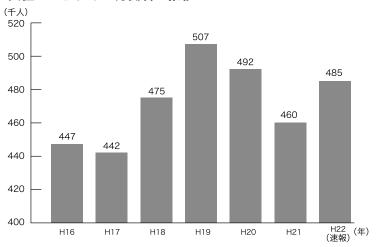
#### 課題: || -4

本県の高等技術専門校における 女性の訓練生は、総受講生5,015 人中2,967人(女性の受講率 59.2%)と半数を超えている。

系統別では、医療系の96%を 筆頭に、ものづくり系統以外の分 野で女性の受講生が半数を超えて いる。

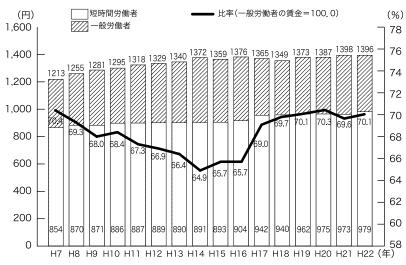
### 6 パートタイム労働

### (19) 女性パートタイム労働者の推移



※ 厚生労働省(毎月勤労統計調査)より。

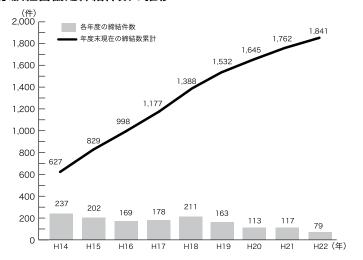
### (20) 女性短時間労働者と女性一般労働者の1時間当たり賃金格差の推移



《 厚生労働省(賃金構造基本統計調査)より。

### 7 農林業の女性

### (21) 家族経営協定締結件数の推移



※ 県農業支援課より。

#### 課題: Ⅲ-4

平成21年は、本県の女性パートタイム労働者の数が減少したが、平成22年は増加に転じた。

※対象は従業員数5人以上の事業 所

#### 課題: Ⅲ-4

全国における女性一般労働者の 1時間当たりの所定内給与額を 100.0とした場合、平成22年の 女性短時間労働者の水準は70.1 となっている。

- ※1 1時間当たりの所定内給与額=所定内給与額÷所定内 実労働時間数
- ※2 一般労働者とは、短時間労 働者以外の労働者をいう。
- ※3 短時間労働者とは、1日の 所定労働時間が一般の労働 者よりも短い又は1日の所 定労働時間が一般の労働者 と同じでも、1週の所定労 働日数が一般の労働者より も少ない労働者をいう。

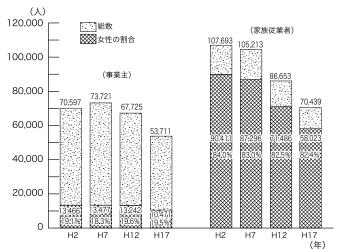
#### 課題: Ⅲ-4

平成22年の末までに、1,841 戸の農家が家族経営協定を締結し ている。

※家族経営協定は、農家に従事する家族が話し合い、経営目標、 農業経営の役割や報酬、休日の 取り方、経営移譲計画、生活上 の諸事項について取り決めを行 い、その内容を文書化するもの である。

### 8 商工自営等の女性

# (22) 商工業の事業主及び家族従業者数に占める女性の人数・割合の 推移 (1)

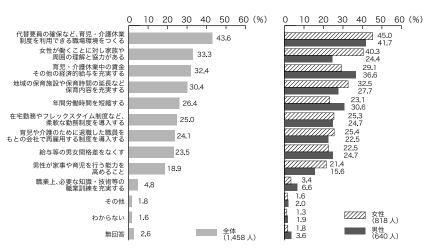


#### ※ 総務省(国勢調査)より。

### 9 家族と仕事の両立支援

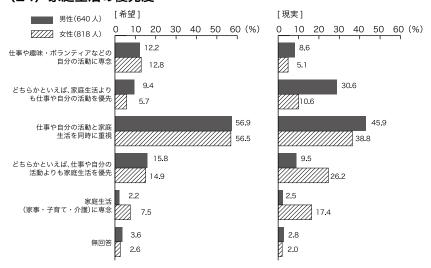
#### (23) 男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために必要なこと

(複数回答)



※ 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

### (24) 家庭生活の優先度



※ 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

#### 課題: Ⅲ-4

平成17年現在、本県の女性事業主数は10,471人と全体の19.5%を占め、平成12年に比べ0.1%低い。業種別は「卸売・小売業、飲食店、宿泊業:49.2%」、「サービス業等:46.6%」、「製造業:4.2%」の順に多い。平成17年現在、女性の家族従業者数は、全体の82.4%を占め、調査ごとにわずかずつ低くなっている。業種別は「卸売・小売業、飲食店、宿泊業:50.0%」、「サービス業等:32.9%」、「製造業:17.1%」の順に多い。

#### 課題: III-4、IV-5

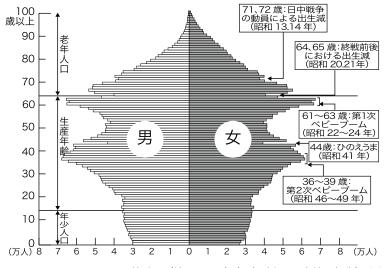
家庭と仕事の両立条件は、「代替要員の確保など、育児・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」「女性が働くことに対し家族や周囲の理解と協力がある」「育児・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実する」が、前回調査(平成18年度)と同様に、上位3項目となっている。

### 課題: III-4、IV-5

現実では、男女とも「仕事や自 分の活動と家庭生活を同時に重 視」が最も多い。次に多いのは、 女性が「どちらかといえば、仕事 や自分の活動よりも家庭生活を優 先」で、男性が「どちらかといえ ば、家庭生活よりも仕事や自分の 活動を優先」となっている。希望 では、男女とも「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が多 い。

### 1 人口と世帯

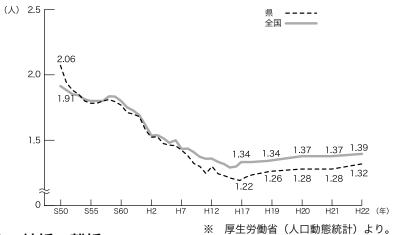
(25) 人口ピラミッド(平成23年1月1日現在) 人口総数:7,263,549人



※ 県統計課(埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告)より。

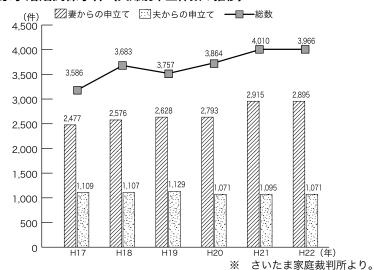
### 2 人口動態

### (26) 合計特殊出生率の推移



### 3 結婚・離婚

### (27) 家事婚姻関係事件 (夫婦別申立件数の推移)



#### 課題: VII-9

平成23年1月現在、本県の人口は約726万人で、内訳は女性が約361万人、男性が約365万人である。また平均年齢は43.4歳で、前年に比べて0.3歳の上昇となった。男女別にみると女性が44.4歳、男性が42.4歳である。人口ピラミッドは平成3年(20年前)時と比較すると、年少人口は少なくなり、逆に55歳以上の年齢層では全体的に人口が多くなっている。

#### 課題: IV-5、VII-9

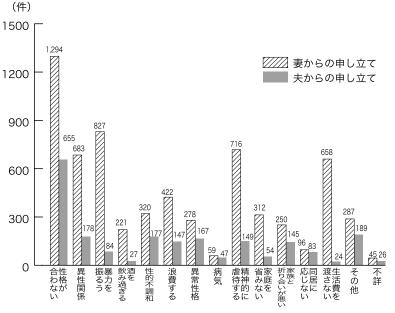
本県の合計特殊出生率は、第二次ベビーブームの頃は2.4前後であったが、平成16年には1.20まで低下した。平成22年は1.32で昨年より上昇した。この数値は全国第40位であった。

※合計特殊出生率とは、その年の 年齢別出生率が続くと仮定した 場合、一人の女性が一生の間に 産む子どもの数。

#### 課題: VI-8

平成22年において、さいたま 家庭裁判所に申し立てられた審 判・調停の件数は3,966件であっ た。その内訳は、妻からの申し立 てが2,895件 (73.0%)、夫から の申し立てが1,071件 (27.0%) となっている。

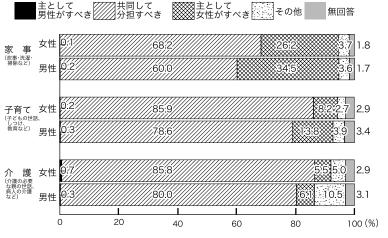
### (28) 家事婚姻関係事件 (動機別件数)



※ さいたま家庭裁判所より。

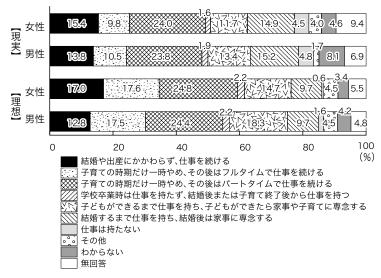
### 4 ライフスタイル

### (29) 家庭生活で担うべき役割分担



※ 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

### (30) 女性の働き方の理想と現実



※ 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

#### 課題: VI-8

動機別の件数は、「性格が合わない:1,949件」「暴力を振るう:911件」「異性関係:861件」の順となっている。うち妻からの申立は、「性格が合わない」「暴力を振るう」「精神的に虐待する」の順となっている。

#### 課題: I-1、IV-5

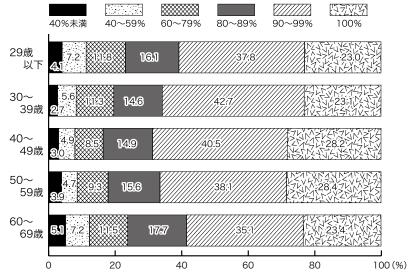
男女とも、「共同して分担すべき」が多く、その割合は女性の方が多い。

### 課題: I-1、IV-5

女性の働き方について、男女とも「子育ての時期だけ一時やめ、 その後はパートタイムで仕事を続ける」が理想と現実ともに最も多 くなっている。

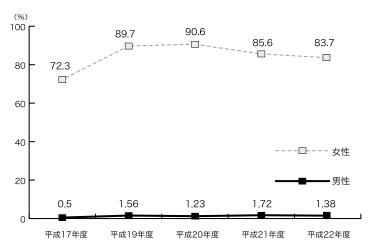
※女性の働き方の実態は、女性を 「自分自身の働き方」、男性を「妻 の働き方」とする。

### (31) 年齢別にみた妻の家事分担割合(平成20年)



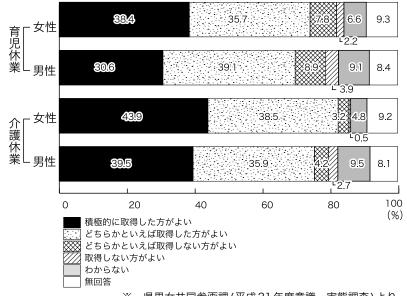
※ 国立社会保障・人口問題研究所(第4回全国家庭動向調査)より。

### (32) 育児休業取得率(全国)



※ 厚生労働省(雇用均等基本調査)より。

### (33) 男性が育児休業・介護休業を取得することの考え



《 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

### 課題: I-1、IV-5

家事の80%以上を妻が担っている妻集中型は、20歳代 (76.9%) と60歳代 (76.2%)を除いたすべての年齢層で8割を超えている。また夫が全く家事をしないケースは、40、50歳代では3割近くに達している。20、30歳代及び60歳代ではその割合は多少低くなるものの、20歳代でも2割程度は全く家事をしていない。

### 課題: I − 1、IV − 5

平成22年度は、出産した女性 労働者の育児休業取得率は83.7% と平成21年度より1.9%低下した。 また、配偶者が出産した男性労働 者の育児休業取得率は1.38%で、 平成21年度より0.34%低下した。

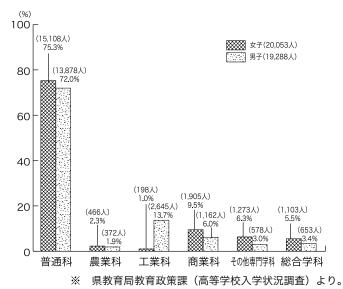
- ※1 常用労働者5人以上の民営 営業所を対象とした。
- ※2 育児休業取得率とは、出産 者又は配偶者が出産した者 に占める育児休業取得率の 割合をいう。

### 課題: I-1、IV-5

男性が育児休業を取得することに対して、女性は「積極的に取得したほうがよい」が、男性は「どちらかといえば取得した方がよい」が最も多くなっている。また、男性が介護休業を取得することに対して、女性、男性ともに「積極的に取得したほうがよい」が最も多くなっている。

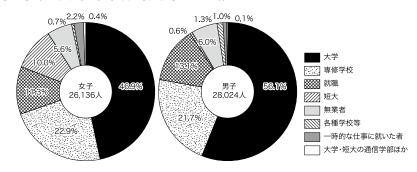
### 1 公立高等学校への入学状況

### (34) 全日制公立高等学校への入学状況 (平成23年4月入学者)



### 2 高等学校卒業者の進路

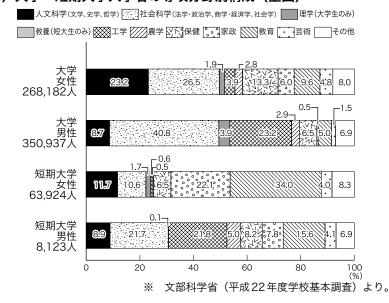
### (35) 高等学校卒業者 (現役) の進路 (平成23年3月卒業者)



※ 県教育局教育政策課(高等学校卒業者の進路状況調査)より。

### 3 大学等への入学と専攻分野

### (36) 大学・短期大学入学者の専攻分野別構成(全国)



### 課題: V-7

本県の全日制公立高等学校への 入学状況は、女子が75.3%、男子 が72.0%と男女とも普通科への進 学率が最も高い。女子の専門学科 への入学状況は、商業科が9.5% と最も高い。

### 課題: V-7

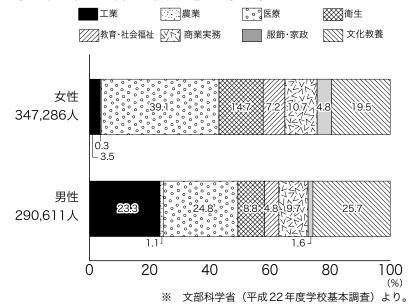
平成23年3月現在、本県の高等学校を卒業した女子の進路は、大学が46.9%と最も高い。その後は、専修学校、就職、短大となっている。

※就職進学者(学校へ進学し、同時期に就職したもの)は、進学者に含め就職者から除く。

### 課題: V-7

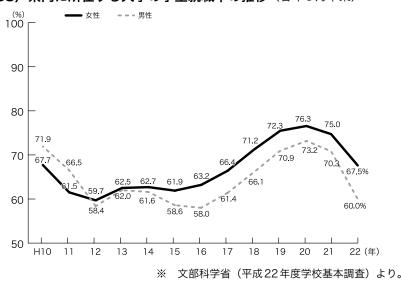
大学に入学した女性の26.5%が 社会科学、続いて23.2%が人文科 学を専攻し、男性の40.8%が社会 科学、続いて23.2%が工学を専攻 している。短期大学に入学した女 性の34.0%が教育、続いて22.1% が家政を専攻し、男性の21.8%が 工学、続いて21.7%が社会科学を 専攻している。

### (37) 専修学校の学科別生徒数の構成(全国)

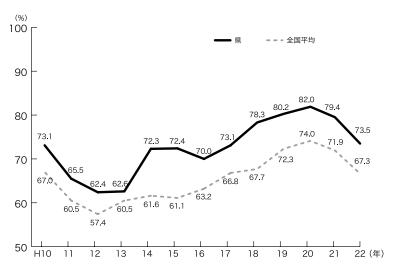


### 4 大学・短期大学卒業者進路状況

### (38) 県内に所在する大学の学生就職率の推移(各年3月卒業)



### (39) 県内に所在する短期大学の女子学生就職率の推移(各年3月卒業)



※ 文部科学省(平成22年度学校基本調査)より。

### 課題: V-7

全国の専修学校に入学した女性の39.1%が「医療」、続いて19.5%が「文化・教養」を学び、男性の25.7%が「文化・教養」、続いて24.8%が「医療」を学んでいる。

### 課題: V-7

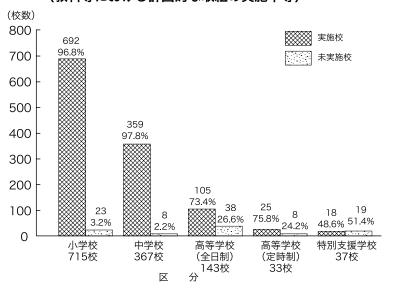
平成22年3月現在、本県内所在の大学における就職率は、女性が67.5%、男性が60.0%で、それぞれ前年度よりも大幅に下降したものの、全国平均を上回っている。

#### 課題: V-7

平成22年3月現在、本県内所在の短期大学における女性の就職率は、73.5%で、前年度よりも下降したものの、全国平均を上回っている。

### 5 公立学校での男女平等教育の推進状況

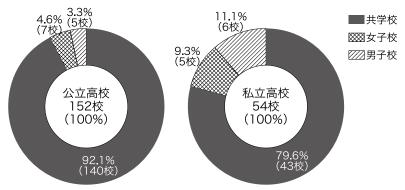
### (40) 男女平等教育の推進状況 (教科等における計画的な取組の実施率等)



※ 県教育局人権教育課より。

### 6 高等学校の男女共学・別学の状況

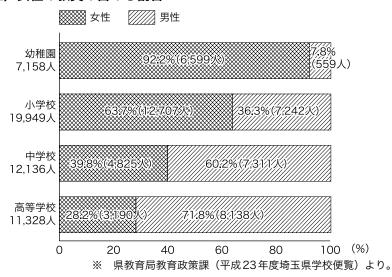
### (41) 公・私立高校の共学、別学の状況(平成23年5月)



※ 県学事課、教育局県立学校人事課より。

### 7 女性の教員

### (42) 女性の教員の占める割合



### 課題: V-7

平成23年2月現在、各学校に おける男女平等教育の推進状況 (教科等における計画的な取り組 みの実施率等)は、公立小学校が 96.8%(692校)、公立中学校が 97.8%(359校)、公立高等学校(全 日制)が73.4%(105校)、公立 高等学校(定時制)が75.8%(25 校)、公立特別支援学校が48.6% (18校)である。

※1 私立高校は含まない。

※2 さいたま市立小・中・高等 学校等は含まない。

#### 課題: V-7

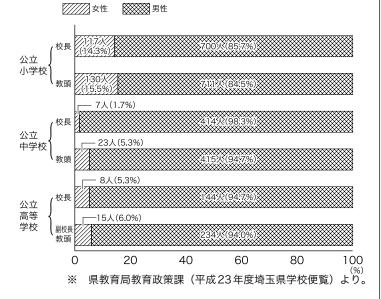
平成23年5月現在、本県の高 等学校における共学校の割合は、 公立が92.1%、私立が79.6%で ある。

### 課題: V-7

平成23年5月現在、本県の国立、 公立および私立学校における教員 数は50,571人で、そのうち女性 教員の割合は54.0%である。そ の割合は、幼稚園が最も高く、高 等学校が最も低い。

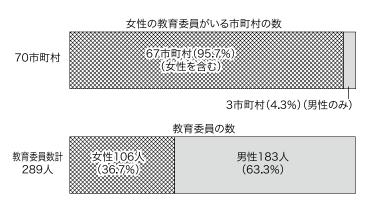
### 8 女性の教員(管理職)

### (43) 公立小・中・高等学校の女性教員管理職数



### 9 教育委員

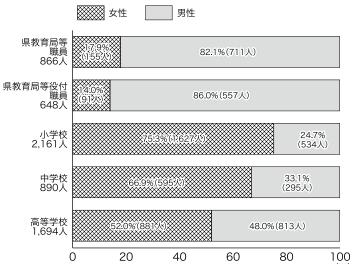
### (44) 市町村教育委員の状況



※ 県教育局教育政策課(平成21年度教育行政調査)より。

### 10 女性の職員

### (45) 県教育局等における女性職員の割合



※ 県教育局総務課、教育政策課(平成23年度埼玉県学校便覧)より。

### 課題: Ⅱ-3、V-7

平成23年5月現在、本県の公立学校における女性教員管理職は、小学校では校長が117人で14.3%、教頭が130人で15.5%、中学校では校長が7人で1.7%、教頭が23人で5.3%、高等学校では校長が8人で5.3%、副校長・教頭が15人で6.0%である。

### 課題: II-3、V-7

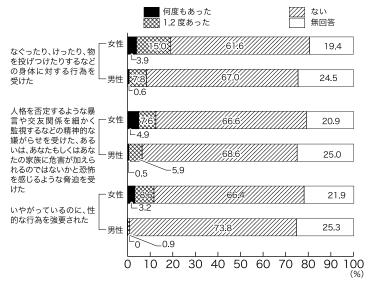
平成21年5月現在、67市町村に女性教育委員がおり、3市町村は男性教育委員のみである。また、市町村における教育委員数は289人であり、その内訳は、女性が106人の36.7%、男性が183人の63.3%である。

#### 課題: Ⅱ-3、V-7

平成23年5月現在、本県の学校を除く教育局等の女性職員は155人で17.9%の割合であり、そのうち役付職員は91人で14.0%である。また、教員を除く公立学校女性職員は、小学校では75.3%、中学校では66.9%、高等学校では52.0%を占めており、全体では65.4%である。

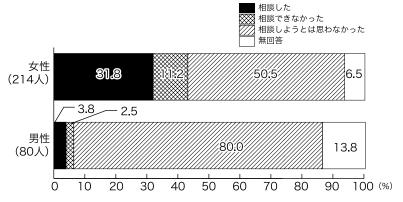
### 1 配偶者等から受けた暴力

### (46) 配偶者等からの暴力被害経験



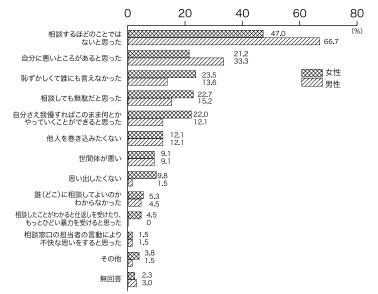
※ 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

### (47) 配偶者等から受けた暴力に対する相談



※ 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

### (48) 相談できなかった理由



🤄 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

### 課題: VI-8

配偶者等から受けた暴力のうち、最も多いのは身体に対するものである。また、3つの全ての行為において、男性より女性が多くの被害を経験している。

#### 課題: VI-8

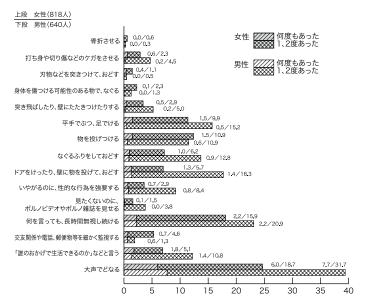
配偶者等から受けた暴力について、相談状況は、「相談した」女性31.8%、男性3.8%で、女性では7割近く、男性では大部分が「相談していない」である。

### 課題: VI-8

配偶者等から受けた暴力について相談できなかった理由として、女性は47.0%、男性は66.7%が、「相談するほどのことではないと思ったから」をそれぞれ最も多く回答している。

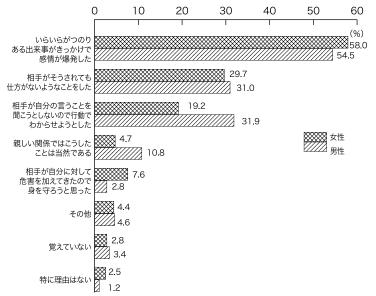
### 2 配偶者等に対する暴力

### (49) 暴力の加害経験



※ 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

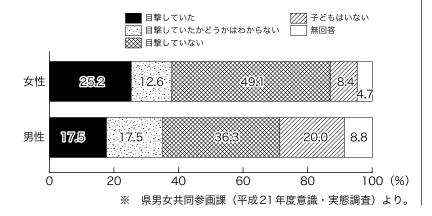
### (50) 加害行為にいたったきっかけ



※ 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

### 3 子どもへの影響

### (51) 子どもの目撃の有無



### 課題: VI-8

配偶者等への暴力の加害経験では、女性、男性とも「大声でどなる」「何を言っても、長時間無視し続ける」の順となっている。

#### 課題: VI-8

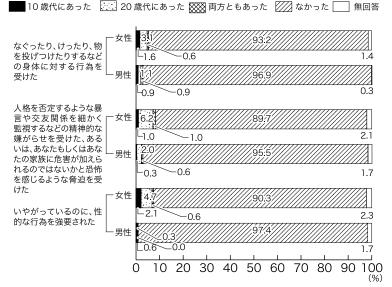
配偶者等に対する暴力のきっかけは、女性、男性とも「いらいらがつのり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した」が5割を超えている。

### 課題: VI-8

配偶者等からの暴力を受けた際に、子どもが目撃していたという人は、女性が25.2%、男性が17.5%となっている。

### 4 交際相手からの被害経験

#### (52) 交際相手からの被害経験

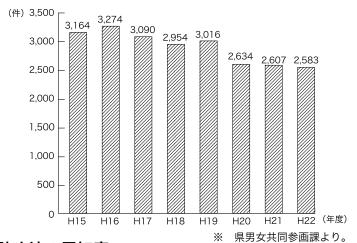


※ 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

### 5 DV (ドメスティック・バイオレンス) 相談件数

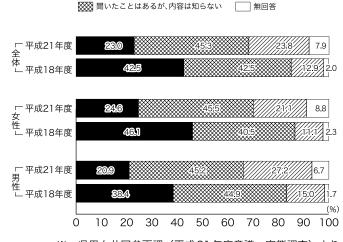
■ 内容を知っている

#### (53) DV 相談件数



### 6 DV防止法の周知度

### (54) DV 防止法の認知度



※ 県男女共同参画課(平成21年度意識・実態調査)より。

#### 課題: VI-8

10~20歳代の結婚前に、交際相手(後の配偶者となった相手以外)から受けた被害経験は、「身体に対する行為」は女性が5.3%、男性が2.9%、「精神的な嫌がらせ、脅迫」は女性が8.2%、男性が2.9%、「強制的な性的行為」は女性が7.4%、男性が0.9%となっている。

### 課題: VI-8

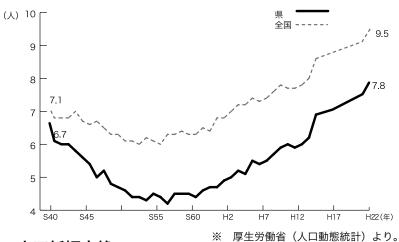
婦人相談センター、男女共同参 画推進センター及び福祉保健総合 センターの女性相談員によるDV 相談の件数は、平成16年度まで は増加し、その後は年間3,000件 前後で推移している。

#### 課題: VI-8

平成13年10月より施行されている、DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)について、「内容を知っている」と回答した割合は、全体で23%と、19.5ポイント下降した。

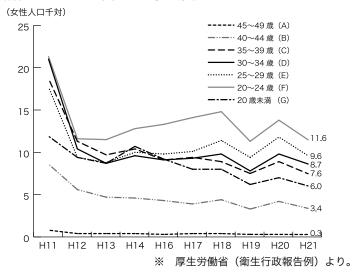
### 1 健康状況

### (55) 死亡率の推移



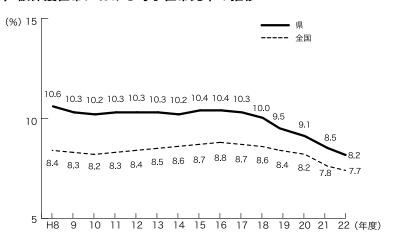
### 2 人工妊娠中絶

### (56) 年齢階級別人工妊娠中絶実施率の推移



### 3 ひとり親家庭の状況

### (57) 被保護世帯における母子世帯比率の推移



※ 厚生労働省、県社会福祉課より。

### 課題: VII-9

本県の死亡率は低率で推移しているものの、昭和61年以降上昇に転じた。全国平均と比較すると、本県の年齢構成が若いことから、昭和60年以降は、昭和62年(低率順で全国2位)を除き、全国で一番低率となっていたが、平成14年からは順位を下げ始め、平成16年からは全国3位となっている。

### 課題: WI-9

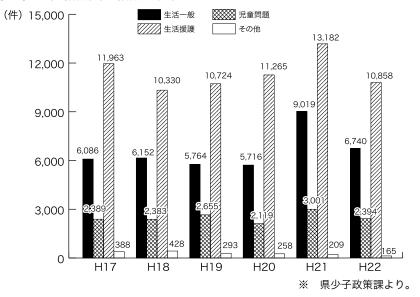
平成21年度の人工妊娠中絶実 施率は、45~49歳は前年度と同 値となり、その他の年齢階級では 低下した。

### 課題: IV − 5

平成22年度において、本県の 被保護世帯の8.2%が母子家庭で あり、全国平均の7.7%を上回っ ている。

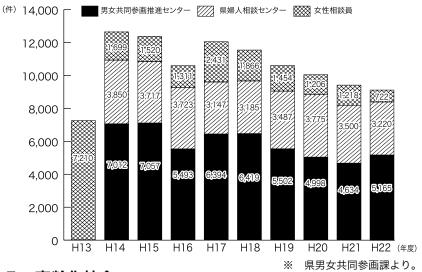
※平成22年度の全国平均は平成23年2 月分の郡山市以外の福島県を除いて集 計した数値で算定

### (58) 女性相談員の相談受付状況



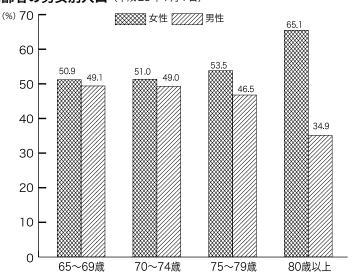
### 4 女性相談の状況

### (59) 女性相談員、男女共同参画推進センターの相談受付状況



### 5 高齢化社会

### (60) 高齢者の男女別人口(平成23年1月1日)



《 県統計課(埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告書)より。

### 課題:IV-5

母子家庭の抱える生活上の問題について、女性相談員等が相談に応じ自立を支えている。平成22年度中に、本県の女性相談員等が受けた相談件数は、20,157件で母子寡婦福祉資金の貸付相談を含む生活援護相談が53.9%を占めている。

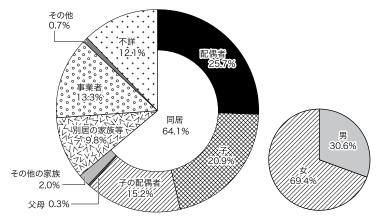
#### 課題:IV-5

相談件数は、平成14年度に、婦人相談センターDV相談室及び男女共同参画推進センターを開設したことにより、大きく増加したが、平成18年から減少傾向にある。

課題: IV-5、IV-6

本県の高齢者の男女別割合は、 年齢が高くなるに従い、男性の 割合が低下する。65 歳以上全体 では女性が54.4%であるのに対 し、80歳以上では女性が65.1% となっている。

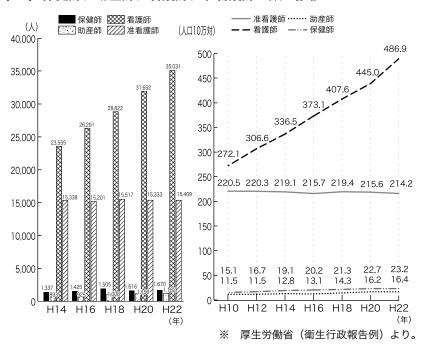
### (61) 主な介護者の要介護者等との続柄・性別等



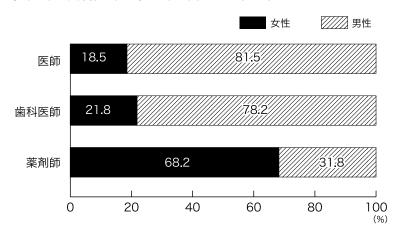
※ 厚生労働省(平成22年国民生活基礎調査)より。

### 6 保健医療福祉人材

### (62) 保健師、助産師、看護師、准看護師の数の推移



### (63) 医師、歯科医師、薬剤師に占める女性の割合



※1 医師と歯科医師は、医療施設の従事者である。また、薬剤師は薬局・医療施設の従事者である。

※2 厚生労働省(平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査)より。

### 課題: IV-5、IV-6

主な介護者の、要介護者等との 続柄をみると、要介護者と同居 している家族等介護者が64.1%、 別居している家族等介護者が 9.8%、事業者は13.3%となって いる。要介護者等と同居してい る主な介護者について、性別に みると、女性が69.4%、男性が 30.6%と女性が多い。

### 課題: VII-9

平成22年12月31日現在、本県の看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)の就業者総数は53,292人である。その内訳は、保健師が1,670人、助産師が1,182人、看護師が35,031人、准看護師が15,409人となっている。

### 課題: Ⅶ-9

平成22年12月31日現在、本県の医療従事者の女性割合は、医師が18.5%、歯科医師が21.8%、薬剤師が68.2%となっている。